被扶養者認定Q&A

事業所得（営業、農業、不動産所得等）の必要経費の範囲について

Q 私の妻は自営業（飲食業）を営んでおり、従業員も雇っています。

所得税の確定申告を行ったところ、右記収支内訳書のとおり、売上（収入）金額は300万円ありますが、必要経費控除後の課税対象所得が37万6千円となったため被扶養者の認定限度額である130万円未満となりましたが、被扶養者として認定を受けることはできますか？

（自　1月1日　至　12月31日）

科目			金額（円）	科目			金額（円）
収入金額	売上（収入）金額	①	3,000,000	経費 その他の経費	旅費交通費	ニ	148,000
	家事消費	②	0		通信費	ホ	80,000
	その他の収入	③	0		広告宣伝費	ヘ	10,000
	計（①+②+③）	④	3,000,000		接待交際費	ト	100,000
売上原価	期首商品（製品）棚卸高	⑤	0		損害保険料	チ	10,000
	仕入金額（製品製造原価）	⑥	400,000		修繕費	リ	150,000
	小計（⑤+⑥）	⑦	400,000		消耗品費	ヌ	200,000
	期末商品（製品）棚卸高	⑧	0		福利厚生費	ル	10,000
	差引原価（⑦−⑧）	⑨	400,000			ヲ	0
差引金額（④−⑨）		⑩	2,600,000			ワ	0
経費	給料賃金	⑪	800,000			カ	0
	外注工賃	⑫	0			ヨ	0
	減価償却費	⑬	400,000			タ	0
	貸倒金	⑭	0		雑費	レ	66,000
	地代家賃	⑮	100,000		小計（イ〜レまでの計）	⑰	924,000
	利子割引料	⑯	0	経費計（⑩〜⑯までの計+⑰）		⑱	2,224,000
	その他の経費 租税公課	イ	50,000	専従者控除前の所得金額（⑩−⑱）		⑲	376,000
	荷造運賃	ロ	0	専従者控除		⑳	0
	水道光熱費	ハ	100,000	所得金額（⑲−⑳）		㉑	376,000

A 自営業者の被扶養者認定上の収入は給与や年金等のように税金や保険料等の各種控除前の総収入で判断するのではなく、**総収入から社会通念上その収入を得るために必要不可欠な直接的な経費を控除した額**で判断することとなっています。なお、**ここでいう直接的な経費とは被扶養者認定上の経費であって、所得税法上認められている経費とは異なります。**本組合では被扶養者認定上の必要経費の認否表について被扶養者認定取扱い要綱の取扱い基準の中で業種別に定めております。（認否表については下記別表のとおり）

その結果、ご質問のケースについて**被扶養者認定上認められる経費は、⑨売上原価、⑮地代家賃、ハ．水道光熱費、リ．修繕費、ヌ．消耗品費の5つ**となり、計算した結果下記のとおり被扶養者の認定限度額の130万円以上となるため被扶養者として認定できないこととなります。

収入金額　売上原価　地代家賃　水道光熱費　修繕費　消耗品費

3,000,000円−(400,000円+100,000円+100,000円+150,000円+200,000円)＝**2,050,000円(否認定)**

別表　必要経費の取扱い

必要経費＼業種	造園業等の業種	農業・畜産業等の業種	水産業等の業種	林業等の業種	・小売業 ・雑貨業 ・製造業等の業種	飲食業等の業種	・理美容業 ・マッサージ等の業種	学習塾等の業種	貸家、駐車場などの賃貸業等の業種	土木建設業等の業種	運輸業等の業種	通信訪問販売業等の業種
売上原価（仕入等）	○	×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○
給料・賃金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
減価償却費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
貸倒金	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
借入金利息	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
租税公課	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
損害保険料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
光熱給水費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
燃料費	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○
旅費交通費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
通信費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
荷造り運賃	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○
リース料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
利子割引料	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
地代、家賃・賃借料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研修費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
接待交際費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
修繕費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福利厚生費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
広告宣伝費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
消耗品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
外注工賃	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	×	×
雑費	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他の経費 種苗・素畜費	○	○	×	○								
肥料費・飼育費	○	○	○	○								
農業・林業・水産用機具	○	○	○	○								
農薬・衛生費	○	○	○	○								
ライスセンター使用料	×	○	×	×								
水利費	○	○	○	×								
小作費	×	○	×	×								
土地改良費	○	○	×	×								
伐採等の費用	○	×	×	○								
諸材料費	○	○	○	○								
作業用衣料費	×	×	×	×								
共済掛金	×	×	×	×								

備考：○は被扶養者認定取扱い上の必要経費として認める経費、×は認めない経費とする。

注意！ 平成25年1月から12月の間の事業所得に対する確定申告が平成26年2月から3月にかけて行われます。

事業所得のある被扶養者を有する組合員の皆さんにつきましては、確定申告の手続き後において速やかに被扶養者の方から「確定申告書」及び「収支内訳書又は青色申告決算書」を取り寄せていただき、被扶養者認定上の必要経費控除後の額が認定限度額以上となっていないかどうかご確認願います。